調査対象物質	地方	地点	調客切点	測定值	報告時
	公共団体	番号		検体1	検出下限値
[12] 3-ヒドロキシエストラ-1,3,5(10),7-テト ラエン-17-オン (別名:エクイリン)	札幌市	1	豊平川中沼(札幌市)	nd	0.17
		2	新川第一新川橋(札幌市)	nd	0.17
初期環境調査・水質(ng/L)	宮城県	3	迫川二ツ屋橋(登米市)	nd	0.012
地点ベース検出頻度:0/16(欠測等:0)	白视示	4	白石川さくら歩道橋(柴田町)	nd	0.012
検体ベース検出頻度:0/16(欠測等:0)		5	米代川鷹巣橋(北秋田市)	nd	0.012
検出範囲:nd	秋田県	6	秋田運河(秋田市)	nd	0.012
検出下限値範囲:0.012~0.17		7	雄物川岳見橋(大仙市)	nd	0.012
検出下限値:0.17	千葉県	8	養老川・浅井橋(市原市)	nd	0.012
要求検出下限値:0.11	新潟県	9	信濃川下流(新潟市)	nd	0.012
	富山県	10	井田川高田橋(富山市)	nd	0.012
	愛知県	11	名古屋港	nd	0.060
	名古屋市	12	堀川港新橋 (名古屋市)	0.017	0.012
	滋賀県	13	琵琶湖南比良沖中央	nd	0.012
		14	琵琶湖唐崎沖中央	nd	0.012
	大阪府	15	大和川河口 (堺市)	nd	0.012
	佐賀県	16	伊万里湾	nd	0.012

<sup>(</sup>注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠則等は除く)を、

<sup>「</sup>検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠則等は除く)をそれぞれ意味する。

<sup>(</sup>注2)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

<sup>(</sup>注3) nd:不検出

<sup>(</sup>注4) :参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」 以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)